

(目的)

第1条 特定非営利活動法人地域生活きたのセンターばお 虐待防止委員会（以下、各々「本法人」及び「委員会」という。）は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）に基づき、本法人が運営する事業所が障害福祉サービスを提供するにあたり、利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止と適切な対応を推進することを目的とする。

(委員会の組織)

第2条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 1) 委員長は理事長が任命した管理者、副委員長は委員の中から委員長が指名する。
- 2) 委員は、各事業所の虐待防止マネージャー及び、関係者の中から委員長が指名する。尚、委員長は委員に利用者の代表もしくは利用者の家族を加えることができる。
- 3) 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第3条 委員長は、原則として年に2回、本委員会を開催する。なお、委員長が必要と認めたときは、臨時に本委員会を開催することができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会は、次の業務を行う。

- 1) 「虐待の分類」について職員に周知することはもちろんのこと、定期的な見直しを行い、虐待の疑いのある項目を加える。
- 2) 「施設・地域における障害者虐待防止チェックリスト」による調査を実施する。集計、分析と防止の取り組みを検討する。
- 3) 本法人の研修担当者と調整し、虐待防止に係る研修を年1回上行う。
- 4) 事故等の問題が虐待につながるような場合においては、本委員会において対応する。事故対応の総括を行い、再発防止に努める。
- 5) 委員長は委員会の会議報告、虐待事例と対応の報告を理事会にておこなう。
- 6) その他、法令等が変更されるごとに本委員会を開催し、規定等の見直しを行う。

(委員会の責務)

第 5 条 委員会は虐待の発生防止のため、職員の虐待防止意識の向上や虐待のない施設環境づくりを目指さなければならない。

2 委員会は、利用者の虐待の恐れのある事案及び問題のある支援等について、本法人内の各担当者会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応・対策及び改善を行わなければならない。

3 委員長及び委員は、日頃より虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求め、指導しなければならない。

4 委員は、日頃より社会福祉法のみならず障害者総合支援法や障害者の権利宣言等の知識の習得に努めるほか、自らの人格（アイデンティティ）の向上に努めなければならない。

附則

1 本規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

(委員会委員名簿) 別途添付